

## 大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他研究科が必要と認める書類について

研究科 事項	審査基準	その他研究科が必要と認める書類	備考
生命環境科学			
環境バイオマス共生学専攻 一貫制博士	学業成績その他の提出書類を総合的に判断し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
地球科学専攻 博士前期	出願書類、特に小論文によって大学卒業と同等以上の学力があるかを総合的に判断する。	研究課題に関する小論文(2000字程度)	
生物科学専攻 博士前期	出願書類、特に小論文によって大学卒業と同等以上の学力があるかどうかを総合的に判断する。	出願者調書の研究計画欄に記載した研究課題に関する小論文(4000字程度)	
生物資源科学専攻 博士前期	提出書類、特に小論文によって、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを総合的に判定する。	出願者調書の「(2)研究計画」欄に記入した研究課題に関する小論文(2000字程度)	
環境科学専攻 博士前期	学業成績その他の提出書類を総合的に判断し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	

[個別審査]

## 大学院学則第12条第10号大学3年次生の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

研究科	出 願 の 条 件	入 学 の 条 件
生命環境科学		
環境バイオマス共生学専攻 一貫制博士	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 8,000字以上の自筆の研究計画書(引用文献のリストを含む。)と1,000語程度の英文要旨(A4版用紙にタイプしたもの)を提出すること。 (3) 学類長(又は、教室主任などこれに相当する教員)、及びクラス担任(又は、出願者の学習状況を良く知っている教員)の推薦状を提出すること。	(1) 3年次修了時点で、120単位以上を取得していること。 (2) 3年次修了までに単位を取得した科目の85%以上がA又はそれに相当する成績であること。 (3) 1年次から3年次修了までの学業成績証明書を提出すること。
地球科学専攻 博士前期	(1) 出願年度3月末において、大学在学期間が3年に達すること。 (2) 8000字以上の自筆の研究計画書(引用文献のリストを含む。)と1,000語程度の英文要旨(A4版用紙にタイプしたもの)を提出すること。 (3) 指導教員の推薦状(2,000字程度)を提出すること。	(1) 出願年度3月における学業成績証明書を提出すること。 (2) 3年次修了までに専攻する専門科目60単位を取得していること。
生物科学専攻 博士前期	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 学類長(又は、教室主任などこれに相当する教員)、及びクラス担任(又は、出願者の学習状況を良く知っている教員)の推薦状を提出すること。	(1) 3年次修了時点で、120単位以上を取得していること。 (2) 3年次修了までに単位を取得した科目の85%以上がA又はそれに相当する成績であること。 (3) 1年次から3年次修了までの学業成績証明書を提出すること。
生物資源科学専攻 博士前期	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 (2) 3年次修了までに120単位以上修得することが見込まれること。 (3) 3年次修了時の全修得単位の90%以上が、「A+・A・B」、又はそれに相当する成績であることが見込まれること。	(1) 3年次修了時点で、120単位以上を取得していること。 (2) 3年次修了までに単位を取得した科目の90%以上が「A+・A・B」又はそれに相当する成績であること。 (3) 1年次から3年次修了までの学業成績証明書を提出すること。
環境科学専攻 博士前期	(1) 出願年度3月末日において、大学在学期間が3年間に達すること。 休学及び留年は、在学期間に算入しない。 (2) 3年次修了の時点において、大学卒業に要する単位から4年次における必修単位を差し引いた単位(およそ120単位)を取得見込みであること。 (3) 3年次修了時点で取得した単位の80%以上が在学する大学の学業成績の評価の最高点(A、優など)であることが見込まれること。 (4) 出願の際に、①3年次在学証明書②成績証明書③3年次履修申告④当該大学卒業要件規約書を提出すること。	(1) 3年次修了の時点までに、大学卒業に要する単位から4年次における必修単位を差し引いた単位(およそ120単位)を取得していること。 (2) 3年次修了時までに取得した単位の80%以上が在学する大学の学業成績の評価の最高点(A+、A、優など)であること。

[飛び級]

注意事項 ① 出願年度3月において、上記の条件が満たされない場合は、入学できません。

② この制度により、大学院へ入学した場合は、大学3年中途退学となるため、大学の学部(学群)を卒業していることを要件とする国家試験等の資格試験の受験はできなくなります。

## 大学院学則第12条第11号

外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件等について

事 項 研究科	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 必要な科目と単位数</li> <li>2. 単位の換算方法               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 成績証明書等に基づく換算方法</li> <li>(2) 成績証明書等が提出できない場合</li> </ol> </li> <li>3. 研究科で定める提出書類</li> <li>4. そ の 他</li> </ol>	備 考
生命環境科学		
環境バイオマス共生学専攻 一貫制博士	入学希望者があった場合、委員会を組織し、入学希望者の単位等に関して検討し、専攻教育会議で、入学資格があるか否かについて最終的に認定する。	
地球科学専攻 博士前期	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外国において正規の大学を卒業した者、又は希望する入学年月までに卒業見込みの者</li> <li>2. (1) 1の理由により、本学の単位として換算する必要はない。 (2) 成績証明書等が提出されない場合は、原則として大学院入学資格はなしとする。ただし、特別の考慮が必要な場合には、専攻教育会議において別途協議する。</li> <li>3. なし。</li> <li>4. なし。</li> </ol>	
生物科学専攻 博士前期	入学希望者があった場合、委員会を組織し、入学希望者の単位等に関して検討し、専攻教育会議で、入学資格があるか否かについて最終的に認定する。	
生物資源科学専攻 博士前期	入学希望者があった場合、委員会を組織し、入学希望者の単位等に関して検討し、専攻教育会議で、入学資格があるか否かについて最終的に認定する。	
環境科学専攻 博士前期	入学希望者があった場合、委員会を組織し、入学希望者の単位等に関して検討し、専攻教育会議で、入学資格があるか否かについて最終的に認定する。	

[外国15年・外国通信教育15年・文部科学大臣指定当該課程]

## 大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他研究科が必要と認める書類について

事項 研究科	審査基準	その他研究科が必要と認める書類	備考
生命環境科学			
環境バイオマス共生学専攻 一貫制博士	学業成績その他の提出書類を総合的に判断し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	
地球科学専攻 博士前期	出願書類、特に小論文によって大学卒業と同等以上の学力があるかを総合的に判断する。	研究課題に関する小論文（2000字程度）	
生物科学専攻 博士前期	出願書類、特に小論文によって大学卒業と同等以上の学力があるかどうかを総合的に判断する。	出願者調書の研究計画欄に記載した研究課題に関する小論文（4000字程度）	
生物資源科学専攻 博士前期	提出書類、特に小論文によって、大学を卒業した者と同等以上の学力があるかを総合的に判断する。	出願者調書の「(2)研究計画」欄に記入した研究課題に関する小論文(2000字程度)	
環境科学専攻 博士前期	学業成績その他の提出書類を総合的に判断し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているかを判定する。	なし。	

[他大学院飛び級入学]

## 大学院学則第14条第8号

学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他研究科が必要と認める書類について

研究科	事項	審査基準	その他研究科が必要と認める書類	備考
生命環境科学				
地球環境科学専攻 地球進化科学専攻 博士後期		執筆論文・著書等が修士課程レベルに達しているか判定する。	なし。	修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。
生物科学専攻 博士後期		執筆論文・著書等が修士課程レベルに達しているか判定する。	なし。	
国際地縁技術開発科学専攻 生物圏資源科学専攻 博士後期		研究及び社会活動等の内容が理解できる書類について審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力があるか総合的に判定する。	なし。	
生物機能科学専攻 博士後期		研究及び社会活動等の内容が理解できる書類について審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力があるか総合的に判定する。	なし。	
生命産業科学専攻 博士後期		研究及び社会活動等の内容が理解できる書類について専攻内で審議する。	なし。	
持続環境学専攻 博士後期		研究及び社会活動等の内容が理解できる書類について審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力があるか総合的に判断する。	なし。	
先端農業技術科学専攻 3年制博士		執筆論文・著書等が修士課程修了相当に達しているか判定する。	なし。	

(文部科学大臣指定)

## 大学院学則第14条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他研究科が必要と認める書類について

研究科	事項	審査基準	その他研究科が必要と認める書類	備考
生命環境科学				
地球環境科学専攻 地球進化科学専攻 博士後期		執筆論文・著書等が修士課程レベルに達しているか判定する。	なし。	修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。
生物科学専攻 博士後期		執筆論文・著書等が修士課程レベルに達しているか判定する。	なし。	
国際地縁技術開発科学専攻 生物圏資源科学専攻 博士後期		研究及び社会活動等の内容が理解できる書類について審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力があるか総合的に判定する。	なし。	
生物機能科学専攻 博士後期		研究及び社会活動等の内容が理解できる書類について審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力があるか総合的に判定する。	なし。	
生命産業科学専攻 博士後期		研究及び社会活動等の内容が理解できる書類について専攻内で審議する。	なし。	
持続環境学専攻 博士後期		研究及び社会活動等の内容が理解できる書類について審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力があるか総合的に判断する。	なし。	
先端農業技術科学専攻 3年制博士		執筆論文・著書等が修士課程修了相当に達しているか判定する。	なし。	

〔個別審査〕

## 大学院学則第22条第1項第8号

学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他研究科が必要と認める書類について

研究科	事項 審 査 基 準	その他研究科が必要と認める書類	備 考
生命環境科学			
環境バイオマス共生学専攻	執筆論文・著書等が修士課程レベルに達しているか判定する。	なし。	修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。

一貫制博士課程（文部科学大臣指定）

## 大学院学則第22条第1項第9号3年次編入学〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他研究科が必要と認める書類について

研究科 \ 事項	審査基準	その他研究科が必要と認める書類	備考
生命環境科学			
環境バイオマス共生学専攻	執筆論文・著書等が修士課程レベルに達しているか判定する。	なし。	修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。

一貫制博士課程 [3編個別審査]